

津島市緊急防災ラジオ貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津島市（以下「市」という。）が実施する緊急告知放送によって自動起動するラジオ（以下「緊急防災ラジオ」という。）を貸与することにより、災害時における緊急情報等の迅速な伝達を図り、もって安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(貸与機器)

第2条 貸与する機器は、緊急防災ラジオ及び緊急防災ラジオの附属品とする。

(貸与対象者等)

第3条 市長は、市が所有する台数の範囲内において、緊急防災ラジオを無償で貸与することができる。

2 緊急防災ラジオを無償貸与できる世帯は、市内に住所を有する者で構成する世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、貸与を希望する世帯とする。

(1) 満年齢75歳以上の者のみで構成する世帯

(2) 市の避難行動要支援者名簿に記載された者の属する世帯

3 緊急防災ラジオの貸与台数は、1世帯につき1台とする。

4 緊急防災ラジオの貸与期間は、貸与の日から5年間とし、必要に応じ、再貸与できるものとする。

5 市長は、緊急防災ラジオの貸与条件を具備する世帯が2台以上の利用を希望する場合又は貸与条件を具備しない者が緊急防災ラジオの利用を希望する場合は、市の調達相当額（調達金額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。）と引き換えに、緊急防災ラジオ及び必要とする附属品（以下「払下物品」という。）を払い下げることができるものとする。

(貸与等の申請)

第4条 前条第2項に該当する世帯のうち、緊急防災ラジオの貸与を希望する世帯主（以下「申請者」という。）は、津島市緊急防災ラジオ貸与申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 前条第5項に基づき、払下物品の払い下げを希望する者（以下「払下希望者」という。）は、津島市緊急防災ラジオ払下申請書（様式第3号）により申請を行うものとする。

3 申請者又は払下希望者は、前2項に規定する申請方法に代え、市が提供するインターネットを活用した申請機能を利用することができる。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、緊急防災ラジオ及び必要とする附属品（以下「貸与物品」という。）を申請者に貸与するものとする。

(管理責任)

第6条 緊急防災ラジオの貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸与物品の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与物品を善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること。
- (2) 電気料金、乾電池代、有線利用時などにおける通信料等、貸与物品の使用により生じる費用を負担すること。
- (3) 貸与物品に異常、破損、紛失等が発生した場合は、津島市緊急防災ラジオ事故等報告書(様式第2号)により市長に報告すること。
- (4) 貸与物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。

2 使用者は、死亡、施設への入所、市外への転出その他これらに類する事態となったとき、あるいはこの要綱に規定する貸与要件に該当しなくなったときは、貸与物品を速やかに市に返還しなければならない。

(交換等)

第7条 市長は、前条第1項第3号に規定する報告があったときは、緊急防災ラジオを無償で交換するものとする。この場合において、事故等の原因が使用者の故意又は過失によるときは、使用者は、代替品の新規調達費用額又はその修理等に要する費用を賠償しなければならない。

2 市長は、第3条第5項に規定する払下物品について、津島市緊急防災ラジオ交換申請書(様式第4号)による申請があり、かつ、市長において払い下げを受けた者の責に帰さない事由による異常や故障等を認めたときは、払い下げ日から5年以内に関り、回数に制限なく、他の緊急防災ラジオ又は必要とする附属品に無償で交換するものとする。

(返還)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に貸与物品の返還を命じることができる。

- (1) 第3条第2項に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により貸与を受けたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(緊急防災ラジオ貸与台帳の作成)

第9条 市長は、管理台帳を作成し、貸与物品の貸与状況について管理するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、緊急防災ラジオの貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

津島市緊急防災ラジオ貸与申請書

年 月 日

（宛先）津島市長

緊急防災ラジオをお借りしたく、津島市緊急防災ラジオ貸与要綱第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

申 請 者 名	（世帯主名）
住 所	
電 話 番 号	
連 絡 先	☐ 申請者に同じ ☐ 管理責任者 住 所 氏 名 電話番号 e-Mail
該 当 要 件	☐ 満年齢75歳以上の者のみで構成する世帯 ☐ 市の避難行動要支援者名簿に記載された者の属する世帯

☐貸与された緊急防災ラジオは、善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理することを誓約します。

☐緊急防災ラジオの設置及び保守にあたり、委託業者に上記個人情報を提供することに同意します。

☐（申請者以外が署名する場合）維持管理及び個人情報の提供について、申請者本人の確認及び同意を得ていることを確約します。

誓約者署名 _____

様式第 2 号（第 6 条関係）

津島市緊急防災ラジオ事故等報告書

年 月 日

（宛先）津島市長

貸与された緊急防災ラジオについて事故等が発生しましたので、津島市緊急防災ラジオ貸与要綱第 6 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

報 告 者	☐ 使用者 ☐ 管理責任者 ☐ その他 住 所 氏 名 電話番号 e-Mail
製 造 番 号	
事故等の詳細	☐ 異常、 ☐ 破損、 ☐ 紛失 ☐ その他 理由・状態など

様式第3号（第4条関係）

津島市緊急防災ラジオ払い下げ申請書

年 月 日

（宛先）津島市長

津島市緊急防災ラジオ貸与要綱第4条第2項の規定に基づき、緊急防災ラジオの払い下げを申請します。

申 請 者 名	
住 所	
電 話 番 号	
e - M a i l	
具体的な用途	

- ☐ 緊急防災ラジオの設置及び保守にあたり、委託業者に上記個人情報を提供することに同意します。
- ☐ （申請者以外が署名する場合） 維持管理及び個人情報の提供について、申請者本人の確認及び同意を得ていることを確約します。

誓約者署名 _____

様式第4号（第7条関係）

津島市緊急防災ラジオ交換申請書

年 月 日

（宛先）津島市長

払い下げ物品について、異常、故障等がありましたので、津島市緊急防災ラジオ貸与要綱第7条第2項の規定により物品の交換を申請します。

申 請 者	住 所 氏 名 電話番号 e-Mail
製 造 番 号	
故障等の詳細	現象・状態など